

県民健康調査「健康診査」既存健診対象外の県民に対する健康診査について

令和5年7月20日

1 目的

県民健康調査の一環として、これまで既存制度では健康診査を受診する機会がなかった県民に対して「健康診査」の機会を提供し、県民の皆様の健康の保持・増進を図り、健康長寿県を目指す。

2 対象者

健康診査実施年度に概ね19歳から39歳の年齢に達する者であって、実施年度の4月1日時点で福島県内に住民登録をしていた者のうち、別表に定める既存制度の健診を受診する機会がある者を除く。

【別表】

- ・ 労働安全衛生法に基づく健康診断（定期健康診断等）
 - ・ 学校保健安全法第13条に基づく児童生徒等の健康診断
 - ・ 県民健康調査として避難区域等[※]の県民を対象として県が行う健診（項目を上乗せして行う健診）等
- ※ 避難区域等とは田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の全域、及び伊達市の一部（特定避難勧奨地点が属する区域）等

3 健診項目

身長、体重、BMI、血圧、尿検査（尿糖及び尿蛋白）、血液生化学（AST、ALT、 γ -GT、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、空腹時血糖（又は随時血糖））

4 実施方法

市町村及び健診実施代行機関に実施を委託し、県内外の医療機関等または、集団健診において実施する。

5 年度実績

(単位人)

実施方法別		H24	H27	R2	R3	R4
市町村		12,148	5,291	3,045	3,263	3,372
健診実施代行機関	①県内医療機関等受診者	10,703	7,147	6,479	6,930	6,164
	②県内集団健診受診者	613	611	291	223	270
	③県外医療機関等受診者	457	59	19	22	19
	小計	11,773	7,817	6,789	7,175	6,453
合計		23,921	13,108	9,834	10,438	9,825

※ これまでの年度実績については、第44回検討委員会（資料4-7）を参照。

6 令和5年度実施計画（案）

31市町村が市町村の実施する集団健診で実施予定。25市町村が健診実施代行機関を活用し実施予定（「市町村に実施を委託」との重複市町村を含む）。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委託 市町村	市町村健診（案内送付者見込み数 ※ 100,000人）											
代行機関委託 健診実施	案内（案内送付者見込み数 ※ 234,000人）											
	健康診査の実施											

※ 案内送付者数：対象者について、加入保険の種別等を事前に把握できないことから、案内送付者とした。